

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8355
担当部課名	保健福祉部	障害福祉課		
事務事業名	障害者差額家賃助成事業		事業コード	11310

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第3節	障害者の自立支援と社会参加	4年度
施策名	第1施策	自立した生活を実現するための環境づくり	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市高齢者等世帯差額家賃助成要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
民間賃貸住宅の建替え等に伴い、立ち退き要求を受け、住宅に困窮し緊急にその確保が必要な障害者世帯に対し、転居先の家賃との差額等を助成し、地域での居住の安定を図る。		市要綱に定める世帯要件、立ち退き要件、居住要件、所得要件を満たす者	
		対象数	1名
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
差額家賃助成 1名 288,000円		なし	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	
		計画年次	年度～年度
		なし	

4 評価指標

指標名	助成状況		
指標式	助成者数(実績)/助成対象者数(実績)×100		
指標設定の意図	助成対象者が助成を受けているか把握するため		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	100	100	a 100	b 100	100	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	624	316	288	288	299
	人員・時間数	34H	28H	28H	28H	28H
	人件費	142	117	117	117	117
	その他経費	0	0	0	0	0
	合計	766	433	405	405	416
特定財源	0	0	0	0	0	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 100.0%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b}$	$\frac{100.0}{100.0} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	制度上、1名しか利用対象者がいないため。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 B ▼	A : 適応している	理由 :	住宅に困窮している者にとって必要であるが、当要綱に定める対象者は今後増えるものではない。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 B ▼	A : 妥当である	理由 :	現在の対象者が、転居した場合に当事業は完了するため、費用対効果はあまり望めない。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	事業の性質上、このまま市で実施していくことが適当である。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	差額家賃を助成してもらえることで、地域での居住の安定を図ることが出来る。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 B ▼	A : 有効である	理由 :	住宅に困窮し、緊急にその確保が必要な障害者世帯にとっては有効な事業であるが、事業としては有効性が低い。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	説明 :
	コスト改善余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	説明 :

7 総合評価

評価 B ▼	他自治体の類似事業との比較	
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明 現在対象者が1名いるものの、要綱上今後対象者が増えることはなく、対象者が再び転居した時点で、事業の対象者はいなくなり、当事業は完了する。しかし、住宅に困窮し緊急にその確保が必要な障害者世帯を対象としているため、現状どおり事業を継続していくことが妥当である。
<input type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了	

8 二次評価における変更点

・時限を設定し公的住宅への転居を促進するなど、制度の見直しを図るべきである。